

第1086号（平成31年3月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市職員表彰規則の一部を改正する規則【総務局人事課】 3
- △ 横浜市公園条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局公園緑地管理課】 4

【告示】

- △ 固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧【財政局固定資産税課】 9
- △ 特定計量器定期検査の実施【経済局消費経済課】 10
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 11
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 13
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 15

【公告】

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 16
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 19
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 20
- △ マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可【建築局住宅再生課】 21
- △ マンション建替組合の事業計画の変更に係る図書の縦覧【建築局住宅再生課】 22
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 23
- △ 同 【建築局調整区域課】 24
- △ 同 【建築局調整区域課】 25
- △ 同 【建築局調整区域課】 26
- △ 同 【建築局調整区域課】 27
- △ 同 【建築局調整区域課】 28
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 29
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 30
- △ 同 【建築局建築指導課】 31
- △ 同 【建築局建築指導課】 32

【区告示】

- △ 個人演説会等施設の設備の程度及び公営のために納付すべき費用の額【中区地域振興課】 33

【区公告】

- △ 自動車臨時運行許可番号標の失効【南区総務課】 34

【消防局】

- △ 横浜市消防警戒区域立入許可の証票に関する規程の一部改正【警防課】 35

【水道局】

- △ 横浜市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程【給水維持課】 36
- △ 指定給水装置工事事業者の指定【給水維持課】 37

[交通局]

- △ 職員の懲戒処分【人事課】 38

[教育委員会]

- △ 個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額【教育施設課】 39

[市選挙管理委員会]

- △ 公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程【選挙課】 54

- △ 投票用紙の様式の一部改正【選挙課】 55

[職員共済組合]

- △ 横浜市職員共済組合組合会の招集【職員共済課】 56

規 則

横 浜 市 職 員 表 彰 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。
平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 7 号

横 浜 市 職 員 表 彰 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 職 員 表 彰 規 則 （ 昭 和 25 年 4 月 横 浜 市 規 則 第 15 号 ） の 一 部 を
次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「 各 号 の 一 」 を 「 い ず れ か 」 に 改 め 、 同 条 第 1 号 を 次 の
よ う に 改 め る 。

- (1) 一 般 職 に 属 す る 常 勤 の 職 員 と し て 本 市 に 10 年 、 20 年 又 は 30 年
引 き 続 き 勤 務 し た 者

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第8号

横浜市公園条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市公園条例施行規則（昭和33年3月横浜市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「30,000人」を「33,000人」に改める。

別表第1入船公園の項中

「

庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
-----	-----------	---------------	---

」

を

「

庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
ドッグラン	同	年末年始期間及び月曜日	午前9時から日没まで

」

に改め、同表港の見える丘公園の項中

「

教養施設	同	年末年始期間及び月曜日	4月1日から9月30日まで 午前10時から午後5時30分まで 上記供用期間以外の供用期間 午前10時から午後5時まで
------	---	-------------	---

」

を

「

教養施設	同	年末年始期間及び月曜日	4月1日から9月30日まで 午前10時から午後5時30分まで 上記供用期間以外の供用期間 午前10時から午後5時まで
------	---	-------------	---

ギャラリー	同	年末年始期間及び第2水曜日又は第4水曜日	午前9時30分から午後5時まで
-------	---	----------------------	-----------------

」

に改め、同項の次に次のように加える。

本牧山頂公園	ドッグラン	同	年末年始期間、月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日	1月4日から2月末日まで及び11月1日から12月28日まで 午前9時から午後4時まで 7月1日から9月30日まで 午後3時から午後8時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
--------	-------	---	-------------------------	---

別表第1元町公園の項中

「

集会施設	同	年末年始期間及び第2水曜日又は第4水曜日	午前9時30分から午後5時まで
------	---	----------------------	-----------------

」

を

「

集会施設	同	年末年始期間及び第2水曜日又は第4水曜日	午前9時30分から午後5時まで
会議室	同	同	同
ギャラリー	同	同	同

」

に改め、同表山手イタリア山庭園の項中

「

集会施設	同	同	同
------	---	---	---

」

を

「

集会施設	同	同	同
ギャラリー	同	同	同

」

に改め、同表永田みなみ台公園の項中「第3月曜日」を「第3火曜日」に改め、同表川島町公園の項中「第3火曜日」を「第3月曜日」に改め、同表川辺公園の項の次に次のように加える。

仏向原ふれ あい公園	分区園	1月から12月まで（使用期間に係る始期は4月1日とし、終期は翌年3月31日とする。）	—	日の出から日没まで
---------------	-----	--	---	-----------

別表第1 新杉田公園の項中

「

庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
-----	-----------	---------------	---

」

を

「

庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
ドッグラン	同	年末年始期間及び月曜日	1月4日から2月末日まで及び11月1日から12月28日まで 午前8時30分から午後4時30分まで 3月1日から4月30日まで及び10月1日から10月31日まで 午前8時30分から午後5時30分まで 上記供用期間以外の供用期間 午前8時30分から午後7時まで

」

に改め、同表長浜公園の項の次に次のように加える。

海の公園	会議室	同	年末年始期間	午前9時から午後4時まで
------	-----	---	--------	--------------

別表第1 富岡総合公園の項中「年末年始期間」を「同」に改め、同表富岡西公園の項中

「

庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
-----	-----------	---------------	---

」

を
「

庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
会議室	同	年末年始期間	午前9時から午後9時まで

」

に改め、同表新横浜公園の項中

「

屋内プール	同	年末年始期間及び第3火曜日（7月及び8月の第3火曜日を除き、7月及び8月以外の月の第3火曜日が休日に当たるときは第4火曜日とする。）	午前9時から午後9時まで（日曜日及び休日については午後5時まで）
-------	---	--	----------------------------------

」

を
「

屋内プール	同	年末年始期間及び第3火曜日（7月及び8月の第3火曜日を除き、7月及び8月以外の月の第3火曜日が休日に当たるときは第4火曜日とする。）	午前9時から午後9時まで（日曜日及び休日については午後5時まで）
ドッグラン	同	年末年始期間、月曜日、火曜日及び金曜日	4月29日から5月5日まで 午前8時30分から午後5時30分まで 5月6日から6月30日まで 午前9時30分から午後6時30分まで

			7月1日から9月30日まで 午後3時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時30分から午後5時 30分まで
--	--	--	--

」

に改め、同表谷本公園の項中

「

球技場	同	年末年始期間及び月曜日	4月1日から11月30日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
-----	---	-------------	---

」

を

「

球技場	同	年末年始期間及び月曜日	4月1日から11月30日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
会議室	同	年末年始期間	午前9時から午後8時まで

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第4号の改正規定は、同年3月8日から施行する。

告示

横浜市告示第 109 号

固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧
平成31年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次
のとおり納税者の縦覧に供する。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

1 縦覧に供する価格等縦覧帳簿

- (1) 土地価格等縦覧帳簿
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿

2 縦覧期間

平成31年4月1日から平成31年5月7日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで

4 縦覧場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
鶴見区の区域	横浜市鶴見区役所総務部税務課
神奈川区の区域	横浜市神奈川区役所総務部税務課
西区の区域	横浜市西区役所総務部税務課
中区の区域	横浜市中区役所総務部税務課
南区の区域	横浜市南区役所総務部税務課
港南区の区域	横浜市港南区役所総務部税務課
保土ヶ谷区の区域	横浜市保土ヶ谷区役所総務部税務課
旭区の区域	横浜市旭区役所総務部税務課
磯子区の区域	横浜市磯子区役所総務部税務課
金沢区の区域	横浜市金沢区役所総務部税務課
港北区の区域	横浜市港北区役所総務部税務課
緑区の区域	横浜市緑区役所総務部税務課
青葉区の区域	横浜市青葉区役所総務部税務課
都筑区の区域	横浜市都筑区役所総務部税務課
戸塚区の区域	横浜市戸塚区役所総務部税務課
栄区の区域	横浜市栄区役所総務部税務課
泉区の区域	横浜市泉区役所総務部税務課
瀬谷区の区域	横浜市瀬谷区役所総務部税務課

横浜市告示第 110 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

1 検査対象器種、検査期間及び検査区域

- (1) ひょう量1トン未満の特定計量器（(2)に掲げるもの及び特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第4号の規定に該当するものを除く。）

検査期間	平成31年4月10日から平成32年3月31日まで
検査区域	鶴見区、神奈川区、西区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区

- (2) ひょう量1トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所で使用するひょう量1トン未満の特定計量器

検査期間	平成31年4月10日から平成32年3月31日まで
検査区域	横浜市全域

2 検査場所

検査対象特定計量器の所在場所及び公益財団法人横浜市消費者協会

3 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

公益財団法人横浜市消費者協会
理事長 阿 南 久

横浜市告示第 111 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成30年8月1日	看護の王国訪問看護ステーション鶴見	鶴見区梶山一丁目18番9号	訪問看護
平成30年11月1日	ハックドラッグ本牧宮原薬局	中区本牧宮原1番5号	薬局
同	ハックドラッグ矢向駅前薬局	鶴見区矢向六丁目6番23号	同
同	ハックドラッグライフガーデン綱島薬局	港北区樽町三丁目2番28号	同
同	薬樹薬局いずみ中央3号mammy店	泉区上飯田町930番地の3	同
同	サニタ都筑薬局	都筑区荏田東四丁目3番19号	同
同	くすりのサニタ竹山店	緑区竹山三丁目1番地の8	同
同	訪問看護リハビリステーションケアフォレスト横浜	都筑区中川三丁目28番16号	訪問看護
同	あったか訪問看護ステーション	港南区港南台三丁目11番12号	同
平成30年12月1日	スギ薬局港南中央店	港南区港南中央通12番31号	薬局
同	ハックドラッグ横浜関内薬局	中区不老町2丁目9番地の1	同
同	ハックドラッグ上大岡大久保薬局	港南区大久保一丁目16番2号	同

同	フラム薬局	泉区中田西一丁目1 番27号	同
同	カトレア薬局	神奈川区六角橋一丁 目4番3号	同
同	フィリア薬局仲 町台店	都筑区仲町台五丁目 5番1号	同
同	すずらん薬局鶴 見店	鶴見区東寺尾北台4 番9号	同

横浜市告示第 112 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成30年 6月13日	前田矯正歯科クリニック	(新)港南区港南台三丁目6番35号	歯科矯正
		(旧)港南区港南台四丁目23番27号	
平成30年 10月1日	厚済会文庫じんクリニック	(新)金沢区谷津町356番地の3	腎臓
		(旧)金沢区谷津町35番地	
平成30年 9月1日	(新)カワセ薬局ふたつ橋店	瀬谷区瀬谷一丁目30番地の10	薬局
	(旧)株式会社ふくろう薬局		
平成30年 9月28日	(新)AEON FOOD STYLE 港南台店薬局	港南区港南台三丁目1番2号	同
	(旧)ダイエー港南台店薬局		
同	(新)AEON FOOD STYLE 港南台店第2薬局	同	同
	(旧)ダイエー港南台店第2薬局		
同	(新)ハックドラッグ美しが丘薬局	青葉区美しが丘西三丁目65番地の3	同
	(旧)ハックベリー美しが丘薬局		
平成30年 10月1日	(新)元町リード薬局	中区元町1丁目34番地	同
	(旧)グローバル薬局横浜元町店		

平成30年 10月30日	(新) 薬局 マツモト キヨシ matsukiyo LAB 井土ヶ谷駅 前店	南区井土ヶ谷下町 21 4 番地の 5	同
	(旧) 薬局 マツモト キヨシ 井土ヶ谷 駅前店		
平成30年 12月1日	愛訪問看護戸塚 ステーション	(新) 戸塚区深谷町 851 番地の 3	訪問看護
		(旧) 泉区下和泉一丁目 11 番 7 号	

横浜市告示第 113 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成28年 2月29日	都筑薬局	都筑区荏田東四丁目 3番19号	薬局
平成29年 12月31日	カシワバ薬局羽 衣町店	中区羽衣町3丁目63 番地	同
平成30年 3月30日	ゆかり調剤薬局	戸塚区柏尾町 1,014 番地の8	同
平成30年 7月31日	看護の王国 訪 問看護ステーシ ョン こすもす	神奈川区広台太田町 4番地の2	訪問看護
平成30年 8月31日	すずらん薬局	鶴見区東寺尾中台12 番12号	薬局
平成30年 9月30日	ひかり薬局 上 大岡店	港南区上大岡西一丁 目17番28号	同
平成30年 10月31日	大島薬局原宿店	戸塚区原宿三丁目5 番25号	同

公 告

横 浜 市 公 告 第 129 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設
立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規
定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ
っ た 。

平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 31 年 2 月 4 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ベ イ シ ニ ア ー ズ 横 浜	吉 開 あ せ び	神 奈 川 区 栄 町 16 番 地 の 1	こ の 法 人 は 、 横 浜 市 及 び そ の 周 辺 地 域 の 個 人 、 企 業 、 学 校 、 自 治 体 、 団 体 等 に 対 し て 、 I T ス キ ル を 育 成 す る た め の 支 援 事 業 を 行 い 、 I T を 利 用 し た 人 材 力 の 強 化 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
平 成 31 年 2 月 5 日	N P O 法 人 神 奈 川 子 ど も 支 援 セ ン タ ー つ な っ ぐ	田 上 幸 治 飛 田 桂	中 区 弁 天 通 2 丁 目 21 番 地	こ の 法 人 は 、 虐 待 、 性 虐 待 、 い じ め 等 の 暴 力 被 害 児 や 被 害 者 に 対 し て 、 医 療 、 法 的 支 援 、 教 育 、 多 機 関 の 連 携 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 被 害 児 や 被 害 者

				の権利を擁護し被害からの回復に寄与することを目的とする。
平成31年 2月15日	N P O 法人 H & K	石 田 陸	都 筑 区 南 山 田 二 丁 目 2 4 番 4 - 7 0 4 号	この法人は、家族、高齢者、障がい者を含む全ての地域住民に対し、女性支援・子育て支援の運営事業、イベントの開催事業、食育事業、リフレッシュメント支援事業などにより、多世代交流会の場所と機会を提供し、もって住民の心身の健康、コミュニティの醸成および地域の活性化に寄与することを目的とする。
平成31年 2月15日	特定非営利 活動法人 J a p a n e s e C u l t u r e P r o m o t i o n a n d M a n a g e m e n	A M A T O J O S E P H D A V I D	西 区 み な と み ら い 六 丁 目 3 番 4 - 8 1 1 号	この法人は、国内外を問わず、広く一般の人に向けて、邦楽をはじめとする日本の芸術文化の普及・振興に関する事業を

	t		行い、日本文 化に対する理 解を深め、文 化芸術の振興 を図る活動に 寄与すること を目的とする 。
--	---	--	---

横 浜 市 公 告 第 130 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 31 年 2 月 18 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 元 氣 福 祉 就 労 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア	木 元 理 夫	西 区 岡 野 二 丁 目 3 番 30 号	こ の 法 人 は 、 障 害 者 の 就 労 支 援 を 促 進 す る 為 に 障 害 者 の 就 労 環 境 を 整 え 一 人 で も 多 く の 障 害 者 雇 用 を 実 現 す る 為 の 施 策 を 実 現 可 能 な も の か ら 実 践 す る こ と に よ り 、 障 害 者 や 健 常 者 全 て の 人 々 が 共 生 出 来 る 地 域 社 会 づ く り と 福 祉 の 増 進 に 寄 与 す る 事 を 目 的 と す る 。

横浜市公告第 131 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒューリックみなとみらい
中区桜木町1丁目1番地の7

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 橋 本 勝
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	K D D I 株式会社 代表取締役 田 中 孝 司 東京都新宿区西新宿 2丁目3番2号 ほか61者	K D D I 株式会社 代表取締役 高 橋 誠 東京都新宿区西新宿 2丁目3番2号 ほか58者

(4) 変更の年月日

平成30年4月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

平成31年2月8日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 132 号

マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、パークスクエア三ツ沢公園マンション建替組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

- 1 組合の名称
パークスクエア三ツ沢公園マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
パークスクエア三ツ沢公園
 - (2) 敷地の区域
西区宮ヶ谷25番地の1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
西区宮ヶ谷25番地の1
- 4 事業施行期間
平成29年8月4日から平成34年3月31日まで
- 5 事務所の所在地
西区楠町8番地の5
- 6 設立認可の年月日
平成29年8月4日
- 7 変更の認可の年月日
平成31年3月5日

横 浜 市 公 告 第 133 号

マンション建替組合の事業計画の変更に係る図書の縦覧
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づきパークスクエア三ツ沢公園マンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同法第34条第2項において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月5日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦覧期間

平成31年3月5日から同法第38条第6項又は第81条の公告の日
まで（休日を除く。）

2 縦覧場所

中区相生町3丁目56番地の1
横浜市建築局住宅部住宅再生課

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

横 浜 市 公 告 第 134 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 4 月 26 日 第 30 開 201 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
相 模 原 市 中 央 区 富 士 見 2 丁 目 8 番 8 号
住 宅 情 報 館 株 式 会 社
代 表 取 締 役 黒 羽 秀 朗
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 菅 田 町 608 番 の 1 、 608 番 の 2 の 一 部 、 608 番 の 5 の
一 部 及 び 608 番 の 6 か ら 608 番 の 14 ま で

横 浜 市 公 告 第 135 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 8 月 3 日 第 30 開 1112 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 菊 名 四 丁 目 7 番 47 号
金 子 光 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 菊 名 六 丁 目 866 番 の 3 、 867 番 の 4 の 各 一 部 、 868 番 の
2 及 び 868 番 の 3

横 浜 市 公 告 第 136 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 8 月 15 日 第 30 開 1405 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 阿 久 和 南 三 丁 目 28 番 地 の 3
社 会 福 祉 法 人 愛 光 会
理 事 長 相 澤 文 吾
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 阿 久 和 南 三 丁 目 13 番 の 6

横 浜 市 公 告 第 137 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 10 月 4 日 第 30 開 1603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 町 7,157 番 地
横 山 正 美
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 町 5,867 番 の 6 、 5,867 番 の 49 、 5,867 番 の 20 の 一 部
及 び 5,867 番 の 28 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 138 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 10 月 10 日 第 30 開 1809 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 33 番 1 号
ナ イ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 杉 田 理 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 牛 久 保 西 四 丁 目 13 番 の 1 及 び 13 番 の 12 から 13 番 の 23 ま で

横 浜 市 公 告 第 139 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 11 月 1 日 第 30 開 1726 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 墨 田 区 江 東 橋 3 丁 目 13 番 1 号
新 興 商 事 株 式 会 社
代 表 取 締 役 長 慶 太
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 美 し が 丘 西 三 丁 目 11 番 の 7 、 11 番 の 29 及 び 11 番 の 30

横浜市公告第 140 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第30・16・10号
- 2 指定年月日
平成31年2月22日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
15.64 m
- 5 指定の場所
泉区和泉町 5,876 番の38
- 6 申請者の氏名
株式会社戸塚不動産
代表取締役 山村 眞 一

横浜市公告第 141 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第39・96号
- 2 廃止年月日
平成31年2月22日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.40 m
- 4 廃止部分の道路の延長
57.20 m
- 5 廃止の場所
旭区笹野台三丁目 211 番の10地先から 224 番の8地先まで

横浜市公告第 142 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第35・16号
- 2 廃止年月日
平成31年2月22日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
140.51 m
- 5 廃止の場所
戸塚区戸塚町 4,668 番の50地先から 4,691 番の3地先まで

横浜市公告第 143 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第28・123号
- 2 廃止年月日
平成31年2月21日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
69.70 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区南台一丁目26番の7地先から27番の2地先まで

区 告 示

中区告示第1号

個人演説会等施設の設備の程度及び公営のために納付すべき費用の額

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等施設の設備の程度及び公営のために納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

平成31年3月5日

横浜市中区長 竹 前 大

1 個人演説会等施設の設備の程度

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)	設 備 の 程 度				
			照明	演壇 (台) (脚)	聴衆席 (脚)	弁士席 (台) (脚)	拡声機
横浜市開港記念会館	講 堂	697.00	有	1	いす 1人用 481	机 5 いす 20	有線6本 ワイヤレス2本
	1号室	165.00	有	1	いす 1人用 110	いす 1	有線2本 ワイヤレス2本

2 公営のために納付すべき費用の額

設備の場所	昼間（午前9時～午後5時）				夜間（午後5時30分～午後10時）		昼夜間（午前9時～午後10時）	
	平 日		土曜・日曜・祝日		平 日	土曜・日曜・祝日	平 日	土曜・日曜・祝日
	午前	午後	午前	午後				
講 堂	円		円		円	円	円	円
	16,500		18,600		13,000	15,000	28,500	32,600
1号室	3,100	3,600	3,420	4,020	3,800	4,260	10,000	11,200

区 公 告

南区公告第31号（平成31年2月25日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

平成31年2月25日

横浜市南区長 大 木 節 裕

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 26 - 24 浜 横浜	平成28年10月25日
横 26 - 22 浜 横浜	平成29年1月1日
横 34 - 35 浜 横浜	平成29年1月7日
横 29 - 76 浜 横浜	平成29年4月15日
横 37 - 62 浜 横浜	平成29年4月24日
横 22 - 85 浜 横浜	平成29年10月8日

消防局

消防局告示第1号

横浜市消防警戒区域立入許可の証票に関する規程の一部
改正

横浜市消防警戒区域立入許可の証票に関する規程（昭和37年7月
消防局告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月5日

横浜市消防局長 高坂 哲也

第5条中「2年間」を「4年間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の規程の規定により交付されている証票及びこれに関する手続その他の行為は、この告示による改正後の規程の規定により交付された証票及びこれに関する手続その他の行為とみなす。

水 道 局

横 浜 市 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程
を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者
水 道 局 長 山 隈 隆 弘

水 道 局 規 程 第 3 号

横 浜 市 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 規 程 の 一 部 を 改 正
す る 規 程

横 浜 市 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 規 程 （ 平 成 10 年 4 月 水 道 局
規 程 第 4 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 6 号 様 式 中 「 平 成 」 を 削 る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

水道局公告第2号

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定した。

平成31年3月5日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 隈 隆 弘

指定 番号	名 称	代表者氏名	営業所所在地	指定年月 日
3051	高澤興業株式会社	高 澤 憲 和	旭区川島町 2,950 番地の45	平成30年 12月7日
3052	株式会社エイティ工業	阿 多 庸 之	東京都町田市木曾西4丁目 5番37号	平成30年 12月27日

交 通 局

交 通 局 公 告 第 2 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 各 号 に よ り
、 次 の 者 を 平 成 31 年 2 月 20 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

平 成 31 年 3 月 5 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 城 博 俊

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自 動 車 本 部 鶴 見 営 業 所	運 輸 職 員	大 熊 健 次	戒 告
自 動 車 本 部 港 北 営 業 所	運 輸 職 員	小 松 隆 男	減 給 1 号

教育委員会

横浜市教育委員会告示第7号

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために
納付すべき費用の額

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額を次のとおり公表する。

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額（平成29年10月横浜市教育委員会告示第30号）は、廃止する。

平成31年3月5日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 洵 信 也

1 個人演説会等施設の設備の程度

(1) 設備をする場所

（鶴見区）

施設の名称	設備をする場所	面積（㎡）
末吉小学校	図書館	130
市場小学校	体育館	860
潮田小学校	体育館 M ルーム	68
東台小学校	図工室	95
旭小学校	体育館	484
獅子ヶ谷小学校	体育館	559
馬場小学校	体育館	562
生麦小学校	体育館	555
豊岡小学校	図工室	122
下野谷小学校	体育館	1,294
入船小学校	体育館	785
鶴見小学校	体育館	561
平安小学校	体育館	787
岸谷小学校	体育館	579
矢向小学校	体育館	520
上末吉小学校	体育館	476
駒岡小学校	体育館	586
下末吉小学校	体育館	588
寺尾小学校	体育館	598
汐入小学校	体育館	778
上寺尾小学校	図書室	144

新鶴見小学校	体育館	672
市場中学校	体育館	873
潮田中学校	音楽室	95
末吉中学校	体育館	860
鶴見中学校	格技場	240
寺尾中学校	体育館	900
生麦中学校	体育館	964
寛政中学校	体育館 M ルーム	48
矢向中学校	体育館	810
上の宮中学校	体育館	733
東高等学校	食堂	255
横浜サイエンスフロンティア 高等学校・横浜サイエンスフ ロンティア附属中学校	カフェテリア	450

(神奈川区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
青木小学校	体育館	1,045
池上小学校	体育館	540
神奈川小学校	体育館	628
子安小学校	体育館	1,204
神橋小学校	体育館	582
二谷小学校	体育館	812
浦島小学校	体育館	614
菅田小学校	体育館	598
幸ヶ谷小学校	多目的室	122
三ツ沢小学校	体育館	776
白幡小学校	体育館	558
斎藤分小学校	体育館	595
西寺尾小学校	体育館	618
西寺尾第二小学校	体育館	1,019
神大寺小学校	体育館	1,194
中丸小学校	体育館	586
大口台小学校	体育館	778
羽沢小学校	体育館	648
南神大寺小学校	体育館	559
浦島丘中学校	多目的ホール	79
栗田谷中学校	格技場	246
六角橋中学校	図書室	172
神奈川中学校	視聴覚室	96

松本中学校	体育館	781
錦台中学校	体育館	832
菅田中学校	図書室	129
盲特別支援学校	体育館	759

(西区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
戸部小学校	体育館	559
東小学校	体育館	571
平沼小学校	体育館	702
宮谷小学校	体育館	1,041
一本松小学校	体育館	996
西前小学校	体育館	1,018
稲荷台小学校	体育館	672
浅間台小学校	体育館	778
みなとみらい本町小学校	体育館	761
老松中学校	体育館	743
西中学校	体育館	873
軽井沢中学校	体育館	1,155

(注) 岡野中学校は、使用できない。

(中区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
北方小学校	体育館	836
元街小学校	図書室	130
本町小学校	体育館	655
立野小学校	体育館	690
大鳥小学校	体育館	778
山元小学校	体育館	931
間門小学校	会議室	175
本牧南小学校	体育館	683
本牧小学校	体育館	1,003
港中学校	体育館	1,023
横浜吉田中学校	体育館	813
大鳥中学校	体育館	1,838
仲尾台中学校	格技場	303
本牧中学校	体育館	1,090
みなと総合高等学校	食堂	403

(南区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
石川小学校	体育館	788

大岡小学校	体育館	562
太田小学校	体育館	774
南吉田小学校	体育館	566
日枝小学校	体育館	612
藤の木小学校	図書室	40
南太田小学校	体育館	799
井土ヶ谷小学校	体育館	795
永田小学校	体育館	494
蒔田小学校	体育館	482
中村小学校	体育館	776
南小学校	体育館	476
永田台小学校	体育館	586
六つ川台小学校	体育館	694
別所小学校	体育館	558
六つ川西小学校	体育館	559
共進中学校	体育館	848
平楽中学校	体育館	775
蒔田中学校	体育館	657
永田中学校	体育館	745
南中学校	体育館	660
南が丘中学校	体育館	676
六ツ川中学校	体育館	747
藤の木中学校	体育館	752
横浜商業高等学校	講堂	1,480
横浜総合高等学校	視聴覚室	142

(注) 六つ川小学校・中村特別支援学校・浦舟特別支援学校は、使用できない。

(港南区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
日野小学校	体育館	473
吉原小学校	体育館	475
永野小学校	家庭科室	129
芹が谷小学校	視聴覚室	80
日下小学校	体育館	494
下永谷小学校	体育館	498
南台小学校	体育館	946
上大岡小学校	体育館	558
芹が谷南小学校	体育館	480
日限山小学校	体育館	545

港南台第一小学校	体育館	590
港南台第二小学校	体育館	615
港南台第三小学校	体育館	559
日野南小学校	体育館	693
下野庭小学校	体育館	652
相武山小学校	体育館	514
永谷小学校	図書室	128
丸山台小学校	体育館	555
野庭すずかけ小学校	体育館	563
小坪小学校	体育館	789
桜岡小学校	体育館	561
港南中学校	体育館	798
上永谷中学校	音楽室	64
笹下中学校	体育館	762
野庭中学校	体育館	746
港南台第一中学校	体育館 M ルーム	63
芹が谷中学校	被服室	126
日限山中学校	体育館	733
日野南中学校	体育館	733
丸山台中学校	体育館	779
東永谷中学校	体育館	1,170
南高等学校・南高等学校附属 中学校	食堂	316
港南台ひの特別支援学校	ホール	250
日野中央高等特別支援学校	体育館	614

(保土ヶ谷区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
星川小学校	体育館	501
仏向小学校	体育館	942
坂本小学校	体育館	501
保土ヶ谷小学校	体育館	958
川島小学校	体育館	562
今井小学校	体育館	603
藤塚小学校	体育館	558
帷子小学校	第一音楽室	97
峯小学校	体育館	633
岩崎小学校	体育館	663
富士見台小学校	体育館	720
桜台小学校	体育館	555

常盤台小学校	体育館	617
上星川小学校	体育館	384
初音が丘小学校	体育館	914
上菅田小学校	体育館	561
新井小学校	体育館	631
笹山小学校	体育館	603
瀬戸ヶ谷小学校	体育館	575
権太坂小学校	体育館	559
岩崎中学校	体育館	1,017
保土ヶ谷中学校	体育館	866
宮田中学校	体育館	1,024
岩井原中学校	体育館	1,097
西谷中学校	体育館	1,054
上菅田中学校	体育館	749
新井中学校	体育館	743
橘中学校	体育館	817
桜丘高等学校	図書館小講堂	120
上菅田特別支援学校	体育館	896
ろう特別支援学校	体育館	885

(旭区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
二俣川小学校	体育館	574
中沢小学校	図工室	95
さが丘小学校	体育館	588
万騎が原小学校	体育館	589
市沢小学校	体育館	805
白根小学校	体育館	594
上川井小学校	体育館	487
都岡小学校	体育館	599
今宿小学校	体育館	598
希望ヶ丘小学校	体育館	798
東希望が丘小学校	体育館	562
笹野台小学校	視聴覚室	101
鶴ヶ峯小学校	体育館	561
本宿小学校	体育館	591
不動丸小学校	体育館	621
川井小学校	体育館	586
上白根小学校	体育館	590
南本宿小学校	体育館	598

左近山小学校	体育館	480
中尾小学校	体育館	724
善部小学校	体育館	653
今宿南小学校	体育館	591
若葉台小学校	体育館	591
四季の森小学校	体育館	587
鶴ヶ峯中学校	体育館	657
万騎が原中学校	体育館	1,139
希望が丘中学校	体育館	652
上白根中学校	体育館	657
左近山中中学校	体育館	657
都岡中学校	体育館	778
旭中学校	体育館	884
南希望が丘中学校	図書室	169
今宿中学校	図書室	128
本宿中学校	体育館	733
若葉台中中学校	Eホール	124
旭北中学校	体育館	1,048
若葉台特別支援学校	体育館	562

(磯子区)

施設の名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
磯子小学校	体育館	474
杉田小学校	体育館	558
根岸小学校	図書室	132
滝頭小学校	体育館	627
浜小学校	体育館	919
汐見台小学校	体育館	577
屏風浦小学校	体育館	582
梅林小学校	体育館	903
岡村小学校	体育館	792
洋光台第一小学校	体育館	602
洋光台第二小学校	体育館	480
洋光台第三小学校	体育館	792
洋光台第四小学校	体育館	558
さわの里小学校	体育館	607
森東小学校	体育館	581
山王台小学校	体育館	562
根岸中学校	体育館	967
浜中学校	体育館	1,011

汐見台中学校	体育館	867
岡村中学校	体育館	930
洋光台第一中学校	体育館	869
洋光台第二中学校	体育館	875
森中学校	体育館	777
横浜商業高等学校別科	多目的ホール	364

(金沢区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
金沢小学校	体育館	776
釜利谷小学校	体育館	603
六浦小学校	体育館	563
富岡小学校	体育館	776
大道小学校	体育館	794
八景小学校	体育館	1,127
文庫小学校	体育館	657
瀬ヶ崎小学校	体育館	800
西柴小学校	体育館	666
朝比奈小学校	体育館	593
高舟台小学校	体育館	555
並木第一小学校	体育館	892
並木中央小学校	体育館	688
並木第四小学校	体育館	879
釜利谷東小学校	体育館	555
能見台小学校	体育館	861
釜利谷南小学校	体育館	848
小田小学校	体育館	984
六浦南小学校	体育館	913
能見台南小学校	体育館	919
金沢中学校	格技場	443
六浦中学校	体育館	1,077
大道中学校	体育館	1,311
西柴中学校	体育館	981
富岡中学校	体育館	824
富岡東中学校	体育館	869
並木中学校	体育館	873
釜利谷中学校	体育館	788
小田中学校	体育館	585
金沢高等学校	食堂	524
義務教育学校西金沢学園	小学部体育館	665

(注) 西富岡小学校は、使用できない。

(港北区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
日吉台小学校	教室	60
高田小学校	体育館	503
新田小学校	体育館	568
大綱小学校	体育館	589
太尾小学校	地域交流室	150
大曾根小学校	体育館	595
師岡小学校	体育館	631
城郷小学校	体育館	515
港北小学校	体育館	680
綱島小学校	多目的室	184
菊名小学校	体育館	831
篠原小学校	体育館	588
下田小学校	体育館	900
駒林小学校	体育館	598
日吉南小学校	体育館	582
新吉田小学校	図書室	136
新吉田第二小学校	体育館	555
綱島東小学校	体育館	586
矢上小学校	体育館	472
高田東小学校	会議室	42
新羽小学校	体育館	555
北綱島小学校	体育館	480
大豆戸小学校	体育館	555
小机小学校	体育館	778
城郷中学校	図書室	128
新田中学校	体育館	1,278
日吉台中学校	格技場	350
大綱中学校	格技場	272
篠原中学校	体育館	832
樽町中学校	体育館	653
日吉台西中学校	体育館	757
新羽中学校	体育館	746
高田中学校	体育館	1,073

(注) 北綱島特別支援学校・篠原西小学校は、使用できない。

(緑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
-------	---------	--------

山下小学校	体育館	602
鴨居小学校	体育館	970
新治小学校	体育館	805
三保小学校	体育館	388
十日市場小学校	体育館	700
森の台小学校	体育館	840
長津田小学校	体育館	644
長津田第二小学校	体育館	491
竹山小学校	体育館	639
東本郷小学校	体育館	586
上山小学校	体育館	555
緑小学校	体育館	615
いぶき野小学校	体育館	967
中山小学校	体育館	776
山下みどり台小学校	体育館	918
田奈中学校	体育館	984
中山中学校	体育館	1,185
十日市場中学校	格技場	417
鴨居中中学校	格技場	255
東鴨居中中学校	体育館	1,086
義務教育学校霧が丘学園	小学部体育館	593

(青葉区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
鉄小学校	体育館	648
谷本小学校	体育館	559
田奈小学校	体育館	632
つつじが丘小学校	体育館	678
榎が丘小学校	音楽室	90
山内小学校	体育館	631
美しが丘小学校	体育館	558
美しが丘東小学校	体育館	567
奈良小学校	体育館	680
青葉台小学校	体育館	611
みたけ台小学校	体育館	555
すすき野小学校	体育館	559
もえぎ野小学校	体育館	559
元石川小学校	体育館	559
藤が丘小学校	体育館	473
市ヶ尾小学校	体育館	555

あざみ野第一小学校	体育館	559
あざみ野第二小学校	体育館	590
嶮山小学校	体育館	559
鴨志田第一小学校	体育館	559
東市ケ尾小学校	図書室	120
鴨志田緑小学校	体育館	777
荏子田小学校	体育館	742
恩田小学校	体育館	809
新石川小学校	体育館	824
さつきが丘小学校	体育館	1,109
荏田西小学校	体育館	784
桂小学校	体育館	672
奈良の丘小学校	図工室	80
黒須田小学校	体育館	720
美しが丘西小学校	体育館	900
山内中学校	総合部室	70
青葉台中学校	体育館	768
谷本中学校	体育館	806
みたけ台中学校	体育館	733
美しが丘中学校	体育館	743
すすき野中学校	体育館	746
奈良中学校	体育館	743
緑が丘中学校	体育館	747
あざみ野中学校	体育館	777
市ケ尾中学校	格技場	300
もえぎ野中学校	体育館	761
鴨志田中学校	体育館	839
あかね台中学校	地域交流室	130

(都筑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
中川小学校	体育館	558
山田小学校	図書室	130
勝田小学校	体育館	586
すみれが丘小学校	体育館	491
茅ヶ崎小学校	体育館	878
中川西小学校	図書室	128
都田小学校	体育館	1,064
荏田小学校	図工室	98
川和小学校	体育館	984

折本小学校	体育館	711
都田西小学校	体育館	556
荏田東第一小学校	図書室	101
荏田南小学校	体育館	895
川和東小学校	体育館	672
茅ヶ崎台小学校	体育館	1,037
北山田小学校	体育館	672
つづきの丘小学校	体育館	720
南山田小学校	体育館	672
都筑小学校	体育館	980
東山田小学校	体育館	764
茅ヶ崎東小学校	体育館	1,151
牛久保小学校	体育館	720
中川中学校	武道場	250
茅ヶ崎中学校	体育館	748
中川西中学校	格技場	228
都田中学校	体育館	720
川和中学校	多目的ホール	367
荏田南中学校	体育館	602
東山田中学校	体育館	1,179
早渕中学校	体育館棟アリーナ	1,664

(戸塚区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
戸塚小学校	体育館	1,142
汲沢小学校	体育館	589
川上小学校	家庭科室	98
柏尾小学校	体育館	501
川上北小学校	体育館	589
大正小学校	体育館	559
小雀小学校	体育館	563
東戸塚小学校	体育館	779
境木小学校	体育館	488
矢部小学校	体育館	615
南戸塚小学校	体育館	558
平戸小学校	体育館	586
深谷小学校	体育館	491
深谷台小学校	体育館	586
東汲沢小学校	研修室	66

名瀬小学校	体育館	591
平戸台小学校	体育館	555
鳥が丘小学校	体育館	555
南舞岡小学校	体育館	557
上矢部小学校	体育館	593
品濃小学校	体育館	874
秋葉小学校	体育館	811
東俣野小学校	体育館	788
舞岡小学校	体育館	710
倉田小学校	体育館	890
東品濃小学校	体育館	775
下郷小学校	体育館	664
大正中学校	格技場	352
戸塚中学校	体育館	1,294
豊田中学校	体育館	689
舞岡中学校	体育館	882
境木中学校	体育館	762
汲沢中学校	体育館	883
名瀬中学校	体育館	743
深谷中学校	体育館	733
秋葉中学校	体育館	809
平戸中学校	体育館	803
南戸塚中学校	体育館	868
戸塚高等学校	食堂	380

(注) 東俣野特別支援学校は、使用できない。

(栄区)

施設の名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
豊田小学校	体育館	780
飯島小学校	体育館	586
千秀小学校	体育館	600
本郷小学校	体育館	999
西本郷小学校	体育館	561
本郷台小学校	体育館	787
桂台小学校	体育館	626
上郷小学校	体育館	662
小菅ヶ谷小学校	体育館	586
公田小学校	体育館	555
庄戸小学校	体育館	569
小山台小学校	体育館	555

笠間小学校	体育館	555
桜井小学校	体育館	591
本郷中学校	体育館	874
上郷中学校	体育館	657
桂台中学校	体育館	743
西本郷中学校	体育館	732
飯島中学校	体育館	767
小山台中学校	体育館	779
本郷特別支援学校	体育館	632

(泉 区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
中和田小学校	体育館	600
中和田南小学校	体育館	590
上飯田小学校	体育館	562
飯田北いちょう小学校	体育館	564
岡津小学校	体育館	900
中田小学校	体育館	560
東中田小学校	体育館	668
新橋小学校	体育館	579
和泉小学校	体育館	598
下和泉小学校	体育館	586
葛野小学校	体育館	491
いずみ野小学校	体育館	555
伊勢山小学校	体育館	555
緑園東小学校	体育館	1,026
緑園西小学校	体育館	959
西が岡小学校	体育館	1,110
岡津中学校	体育館	1,448
中和田中学校	体育館	1,615
泉が丘中学校	体育館	817
中田中学校	体育館	805
上飯田中学校	体育館	743
いずみ野中学校	体育館	779
領家中学校	体育館	781

(瀬 谷 区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
原小学校	体育館	589
上瀬谷小学校	体育館	589
瀬谷小学校	体育館	574

相沢小学校	体育館	480
瀬谷第二小学校	体育館	480
二つ橋小学校	体育館	561
三ツ境小学校	体育館	1,051
南瀬谷小学校	体育館	1,052
大門小学校	図書室	130
瀬谷さくら小学校	体育館	582
阿久和小学校	体育館	592
瀬谷中学校	体育館	741
東野中学校	体育館	811
南瀬谷中学校	体育館	1,130
原中学校	武道場	387
下瀬谷中学校	体育館	779
二つ橋高等特別支援学校	会議室	75

(2) 設備の程度

照明	演壇	聴衆席	弁士席
有	机 1台 椅子 1脚	椅子 1人用 50脚	机 1台 椅子 5脚

2 施設の使用のために納付すべき費用の額

演説会開催の日時	納付すべき費用額
平日の昼間	8,448円
平日の夜間	27,389円
休日	28,896円

備考1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日（前記に掲げる日を除く。）をいう。

2 「昼間」とは午前8時30分から午後5時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午前8時30分までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、納付すべき費用額に燃料費として410円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納付すべき費用額に拡声機の使用料として540円を加算する。

市選挙管理委員会

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月5日

横浜市選挙管理委員会
委員長 大瀧 正 雄

横浜市選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程（昭和38年3月横浜市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7号様式の2から第7号様式の5まで、第7号様式の6その2、第7号様式の7その2、第7号様式の8その2及び第7号様式の10その1中「横浜市長選挙」を「選挙（区選挙区）」に改める。

第7号様式の10その1備考中

「(1) 枚数 70,000 枚」

を「(1) 枚数

ア 横浜市議会議員選挙
8,000 枚

イ 横浜市長選挙
70,000 枚

に改める。

第7号様式の11その2中「横浜市長選挙」を「選挙（区選挙区）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市選挙管理委員会告示第1号

投票用紙の様式の一部改正

投票用紙の様式（平成11年2月横浜市選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月5日

横浜市選挙管理委員会

委員長 大 瀧 正 雄

1 横浜市長選挙投票用紙様式備考(3)の次に「(4) 投票用紙表面に丸囲み「長」の表示をすることができる。」を加える。

2 横浜市議会議員選挙投票用紙様式備考(3)の次に「(4) 投票用紙表面に丸囲み「市」の表示をすることができる。」を加える。

職員共済組合

横浜市職員共済組合公告第2号（平成31年2月15日揭示済）

横浜市職員共済組合組合会の招集

平成31年3月12日（火）午前10時、次の案件を付議するため、横浜市職員共済組合組合会を招集する。

平成31年2月15日

横浜市職員共済組合

理事長 渡辺 巧 教

- 1 横浜市職員共済組合監事の選挙
- 2 横浜市職員共済組合定款の一部変更
- 3 横浜市職員共済組合貸付規程の一部改正
- 4 平成31年度横浜市職員共済組合事業計画及び予算